

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊生環第252号

令和4年3月28日

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律等の施行に伴う運用上の留意事項について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号。以下「改正法」という。）が、令和3年6月16日に公布され、令和4年3月15日から施行された。

また、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第285号）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第4号）、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第2号）及び銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第3号）が、いずれも改正法の施行の日から施行された。

改正法等の運用上の留意事項は、別添警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律等の施行に伴う運用上の留意事項について（通達）」（令和4年3月3日付け警察庁丁保発第40号）のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律等の施行に伴う運用上の留意事項について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。